



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 告示

395	生活保護法による指定施術機関の廃止	(福祉保健総務課).....	2
396	生活保護法による施術機関の指定	(").....	2
397	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課).....	2
*398	県立こころの医療センター診療費収納事務の委託	(医務課).....	2
399	森林病虫害等防除法による防除命令の内容	(森林整備課).....	2
400	〃	(").....	3
401	都市計画区域の変更	(都市政策課).....	4
402	都市計画の変更	(").....	5
403	〃	(").....	5
404	平成16年和歌山県告示第506号(都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物の建ぺい率、容積率及び各部分の高さの限度)の一部改正	(").....	5
405	都市計画の変更	(").....	6
406	〃	(").....	7
407	〃	(").....	7
408	公有水面埋立て工事のしゅん功認可	(港湾空港課).....	8
409	一般競争入札による落札者の決定	(教育委員会).....	8
410	和歌山県警察遺失物管理システム再構築及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(警察本部).....	9
○ 人事委員会告示			
4	平成2年和歌山県人事委員会告示第2号(選考職種の採用資格要件)の一部改正	12
○ 教育委員会告示			
2	博物館の登録の取消し	12
○ 公安委員会告示			
11	銃砲刀剣類所持等取締法の規定による診断を行う医師の指定	13
12	〃	13
13	〃	13
14	〃	14
○ 選挙管理委員会告示			
30	選挙管理委員会委員長の選挙	14
31	選挙管理委員会委員長職務代理者の指定	14
○ 公告			
	入札公告	(警察本部).....	15
○ 監査公表			
	監査公表第12号	17

告 示

和歌山県告示第395号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した施術機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成25年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
紀柔 10-23	本吉敦勇	もとよしはりきゅう整骨院	紀の川市下井阪455-101	平成 25. 2. 28

和歌山県告示第396号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
紀柔 12-24	中谷知隆	もとよしはりきゅう整骨院	紀の川市下井阪455-101	平成 25. 3. 1

和歌山県告示第397号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので公示する。

平成25年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービス の 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年 月 日
3012300 244	第二なぎの木園	新宮市新宮3415-1	就労移行支援	社会福祉法人熊 野緑会	新宮市木ノ川703	平成 25. 3. 31

和歌山県告示第398号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、和歌山県立こころの医療センター診療費の収納事務を平成25年4月1日から株式会社ニチイ学館に委託した。

平成24年和歌山県告示第396号（県立こころの医療センター診療費収納事務の委託）は、平成25年3月31日限り廃止した。

平成25年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第399号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第4号の薬剤による防除命令の内容となる事項を次のように公告する。

平成25年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 区域及び期間

(1) 区域

和歌山市、紀の川市、御坊市、美浜町、みなべ町、印南町、白浜町、那智勝浦町及び串本町の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁森林整備課、関係振興局、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成25年4月26日から平成25年7月30日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

森林病虫害等の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上から薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、知事は、その提出があったときは、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

和歌山県告示第400号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第4号の薬剤による防除命令の内容となる事項を次のように公告する。

平成25年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 区域及び期間

(1) 区域

紀の川市の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁森林整備課、那賀振興局及び紀の川市役

所に備え置いて縦覧に供する。)

(2) 期間

平成25年4月26日から平成25年7月30日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

森林病虫害等の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、航空機により当該樹木に薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、知事は、その提出があったときは、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

和歌山県告示第401号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項の規定において準用する同条第5項の規定により都市計画区域を次のように変更する。

平成25年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画区域の名称

紀の川都市計画区域

2 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

和歌山県紀の川市大字上野、大字打田、大字窪、大字竹房字沼、字高瀬、字小田、字島之上、字堂坂、字迫間、字山添、字立花、字阿弥陀、大字黒土、大字広野、大字赤尾、大字東大井、大字久留壁、大字西大井、大字田中馬場、大字花野、大字尾崎、大字畑野上、大字中井阪、大字下井阪、大字西井阪、大字南中、大字北大井、大字南勢田、大字北勢田、大字重行、大字池田新、大字北中、大字神領、大字東山田、大字西山田、大字神通、大字中畑、大字今畑、大字登尾、大字枇杷谷、大字豊田、大字東三谷、大字中三谷、大字西三谷、大字東国分、大字古和田、大字粉河、大字猪垣、大字東毛、大字中津川、大字中山、大字藤井、大字井田、大字東野、大字荒見、大字遠方、大字風市、大字勝神、大字杉原、大字馬宿、大字上丹生谷、大字下丹生谷、大字西川原、大字野上、大字東川原、大字北志野、大字北長田、

大字上田井、大字嶋、大字長田中、大字深田、大字別所、大字松井、大字南志野、大字名手上、大字平野、大字名手下、大字西野山、大字江川中、大字切畑、大字穴状、大字名手市場、大字名手西野、大字藤崎、大字後田、大字王子、大字赤沼田、大字横谷、大字麻生津中、大字北涌、大字西脇、桃山町大字市場、桃山町大字元、桃山町大字段、桃山町大字段新田、桃山町大字神田、桃山町大字最上字坊田、字塩塚、字大畑毛、字川原田、字鯨ノ関、字西垣内、字東垣内、字東上ノ段、字西上ノ段、字小林、字峯ノ段、字赤山、字平尾、字亀澤、桃山町大字調月字北嶋、字高嶋、字添田、字後嶋、字城之段、字山ノ上、字北上ノ台、字前嶋、字宮垣内、字宮ノ前、字西美濃嶋、字南上ノ台、字尼岡、字奥新田、字山人平、字東美濃嶋、字中嶋、字貴志堺、字稲葉段、字金性谷、字山田、字里子谷2477番地、2479番地、2506番地1、2506番地2、2506番地3、2506番地5、2506番地8、2506番地10、2506番地11、2506番地37、2506番地52、2506番地53、2506番地54、貴志川町の大字全域
(地先公有水面を含む。)

和歌山県告示第402号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成25年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
紀の川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山県告示第403号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成25年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 変更した内容
岩出都市計画、打田都市計画、粉河都市計画、那賀都市計画、桃山都市計画及び貴志川都市計画下水道(紀の川中流域下水道)を岩出都市計画及び紀の川都市計画下水道(紀の川中流域下水道)に名称変更する。
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山県告示第404号

平成16年和歌山県告示第506号(都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物の建ぺい率、容積率及び各部分の高さの限度)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成25年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

打田都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域全域	10分の20	10分の7	1.5
---------------------------	--------	-------	-----

表中	粉河都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域全域	10分の20	10分の7	1.5
	那賀都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域全域	10分の20	10分の7	1.5
	桃山都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域全域	10分の20	10分の6	1.25
	貴志川都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域全域	10分の20	10分の7	1.5

2.5
2.5
2.5
1.25
2.5

を

紀の川都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域	紀の川市桃山町大字市場、大字元、大字段、大字段新田、大字神田及び大字最上字坊田の一部の区域	10分の20
	上記以外の区域	10分の20

10分の6	1.25	1.25
10分の7	1.5	2.5

に改める。

和歌山県告示第405号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成25年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

紀の川都市計画道路（1-3-1京奈和自動車道紀北東道路線、1-3-2京奈和自動車道紀北西道路線、3-4-1井阪黒土線、3-5-2黒土穴伏線、3-5-3打田線、3-5-4打田重行線、3-5-5東国分打田線、3-5-8猪垣粉河線、3-5-9松井石町線、3-5-10本町線、3-5-12北長田粉河線、3-5-13粉河馬宿線、3-6-15名手駅前線、3-6-16名手市場線、3-5-17馬宿名手市場線）

2 都市計画を変更した土地の区域

削除した部分

和歌山県紀の川市荒見字高塚、尾嶋
 粉河字寺川、三尊寺
 馬宿字白峰、赤禿、池ノ原、経堂
 名手市場字庄屋、奥ノ谷、城山
 西野山字野垣内、宮浦
 名手西野字東合楽、堀ノ段
 西脇字中筋、天神原、嶋川田
 北涌字下河原、木ノ下

麻生津中字戊亥、宮ノ原、横手、山際
横谷字白石

変更した部分

和歌山県紀の川市下井阪字八王子、三ツ塚、上ノ段
東国分字村ノ前
打田字小門
粉河字古壺里山、弥谷、西大道端、東大道端
馬宿字田中
名手市場字風呂谷、小島、前田、黒代、楠ノ木

3 都市計画の案の縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山県告示第406号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成25年4月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 都市計画の種類及び名称

和歌山都市計画道路(3・4・22号嘉家作府中線)

2 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分

和歌山県和歌山市小豆島字椰ノ坪
田屋字垣鼻、堂ノ後、藪田
府中字前嶋

3 都市計画の案の縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山県告示第407号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成25年4月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 都市計画の種類及び名称

海南都市計画道路(3・6・111号黒江築地線)

2 都市計画を変更した土地の区域

追加した部分

和歌山県海南市日方字池崎

変更した部分

和歌山県海南市黒江字市場町、城山
日方字城山、池ノ丁

3 都市計画の案の縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山県告示第408号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての埋立に関する工事のしゅん功を認可した。

なお、同条第3項の規定により、関係図書を新宮市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧に供する。

平成25年4月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 しゅん功認可を受けた者

- (1) 所在地 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
- (2) 名称 和歌山県
- (3) 代表者住所 和歌山県和歌山市東高松四丁目6番7号
- (4) 代表者氏名 和歌山県知事 仁坂吉伸

2 埋立区域

(1) 位置

和歌山県新宮市三輪崎一丁目2891番地、和歌山県新宮市宇鈴島2870-1番地及び和歌山県新宮市宇久嶋2868-1番地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次結んだ線及び①の地点と⑥の地点を結ぶ平成19年春分の満潮位（DL+2.10メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- ①の地点 基準点 新宮港北防波堤北灯台（北緯33度40分36.60秒、東経135度59分20.70秒）から26度17分07秒672.80メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から270度32分04秒26.50メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から00度32分05秒70.00メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から90度32分02秒15.60メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から00度32分05秒30.00メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から90度32分03秒19.38メートルの地点

(3) 面積

2,659.79㎡

3 埋立地の用途

漁港施設用地

4 公有水面埋立免許の年月日及び番号

平成20年12月2日19和歌山県指令漁第404号

5 しゅん功認可年月日

平成25年3月25日

和歌山県告示第409号

和歌山県教育ネットワーク校務用システム保守及び県立学校校務用ノート型コンピュータ保守業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成25年4月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
和歌山県教育ネットワーク校務用システム保守及び県立学校校務用ノート型コンピュータ保守業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県教育庁教育総務局総務課
和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1
- 3 落札者を決定した日
平成25年3月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士電機ITソリューション株式会社
東京都千代田区外神田6丁目15番12号
- 5 落札金額
40,740,000円（うち消費税及び地方消費税の額1,940,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成25年2月5日

和歌山県告示第410号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、和歌山県警察遺失物管理システム再構築及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成25年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する業務の名称等
 - (1) 業務の名称
和歌山県警察遺失物管理システム再構築及び賃貸借業務
 - (2) 業務の内容等
遺失物管理システム更新等仕様書及び遺失物管理システムサーバ等機器仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- 2 一般競争入札に参加する者の資格
 - (1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成25年4月5日（金）において、次に掲げる要件のいずれをも満たす者とする。
 - ア 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - イ 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないものであること。
 - ウ 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
 - エ 国税及び県税に未納がない者であること。
 - オ この入札に係るシステム構築業務と同種同等規模以上の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。
なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）に掲げる要件を満たしているものとする。
（ア）冗長化構成（クラスタシステム、フォールトトレランスシステム等による構成）された24時間365日運用のWEBアプリケーションシステムについて、構築作業を行った実績を有すること。
（イ）作業拠点について、15拠点以上で機器の更新又は機器設置作業を行った実績を有すること。

カ この入札に係る賃貸借業務と同等規模以上の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同等規模以上とは、次に掲げる要件を満たしているものとする。

(ア) 24時間365日運用によるサーバ機器について、メンテナンスリース又はレンタルを行った実績を有すること。

(イ) 24時間365日運用によるネットワーク機器について、15拠点以上でメンテナンスリース又はレンタルを行った実績を有すること。

(ウ) 端末機器等の現地保守（修理）について、15拠点以上でメンテナンスリース又はレンタルを行った実績を有すること。

キ 営業品目にソフトウェア開発を有する者であること。

ク 営業品目に賃貸借を有する者であること。

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。

コ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

サ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として参加する場合は、各構成員が（1）のアからエまで及びケからサまでに掲げる要件を全て満たし、構成員のうちシステム再構築業務を担当する者は（1）のオ及びキの要件を、賃貸借業務を担当する者は（1）のカ及びクの要件をそれぞれ満たしていること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでないとき。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

(エ) 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

(オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

(カ) 使用印鑑届

(キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあつては主たる事務所、個人にあつては住所地が所在する都道府県が課する全税目

(ク) 誓約書

(ケ) 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

(コ) 仕様書に準拠する機器の一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）。ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。

(サ) 申請者のシステム構築業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

(シ) 申請者のシステム賃貸借業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

(ス) 申請者にシステム構築体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）

(セ) 保守体制証明書

イ コンソーシアムとして申請する場合

次の（ア）、（コ）及び（ス）から（ソ）までの書類についてはコンソーシアムの代表者が、（サ）の書類についてはシステム再構築業務を担当する構成員が、（シ）の書類については賃貸借業務を担当する構成員が提出することとする。

また、（イ）から（ケ）までの書類については構成員ごとに提出すること。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書（コンソーシアム）

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

(エ) 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

(オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

(カ) 使用印鑑届

(キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する全税目

(ク) 誓約書

(ケ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状（コンソーシアム構成員）及び委任状（コンソーシアム代表者）

(コ) 仕様書に準拠する機器の一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様を記載したもの）。

ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。

(サ) 申請者のシステム構築業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

(シ) 申請者のシステム賃貸借業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

(ス) 申請者にシステム構築体制が整備されていることを証明するシステム構築体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）

(セ) 保守体制証明書

(ソ) コンソーシアム協定書の写し

(2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者には、当該通知書の写しを提出することにより、(1)のアの（イ）から（オ）まで、（キ）及び（ク）並びに(1)のイの（イ）から（オ）まで、（キ）及び（ク）に掲げる申請書類に代えることができる。

(3) (1)のア並びにイの（ア）、（イ）、（カ）、（ク）及び（ケ）に掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成25年4月5日（金）から同月22日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成25年4月23日（火）までの間に和歌山県警察本部警務部会計課監査室（以下

「会計課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西46番地の1 和歌山県警察本部 岡崎庁舎1階 会議室

(2) 日時

平成25年4月12日（金）午前10時

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成25年4月5日（金）から同月30日（火）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、持参により6に掲げる場所に提出することとする。

6 資格審査申請書類の配布の場所

会計課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-0120

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成25年5月17日（金）までに通知するものとし、コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者に通知する。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成25年5月20日（月）午後4時までに書面により求めることができる。

(3) (2)の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明に対する回答は、平成25年5月24日（金）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第4号

平成2年和歌山県人事委員会告示第2号（選考職種の採用資格要件）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成25年4月5日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

第1項に備考として次のように加える。

備考 この表に掲げる法人について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第44条の規定による公益財団法人への移行又は第45条の規定による一般財団法人への移行により同法第106条第1項（同法第121条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）の登記がされているものについては、当該登記をしたときから当該移行後の法人としてこの表を適用する。

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第2号

博物館法（昭和26年法律第285号）第14条第1項の規定により、次の博物館の登録を取り消したので、博物館の登録に関する規則（昭和44年和歌山県教育委員会規則第16号）第7条第3号の規定により告示する。

平成25年4月5日

和歌山県教育委員会委員長 山下 郁 夫

設置者	博物館の名称	所在地	取消年月日
財団法人紀州博物館	財団法人紀州博物館	西牟婁郡白浜町2054番地の4	平成23年9月12日

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第11号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条の3第2項（同法第7条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による診断を行う医師を次のとおり指定した。

なお、指定期間は、平成26年3月31日までとする。

平成25年4月5日

和歌山県公安委員会委員長 片山 博 臣

医師の氏名	勤務する病院名	病院の所在地
篠崎和弘	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山市紀三井寺811番地1
奥村匡敏	同上	同上

和歌山県公安委員会告示第12号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条の3第2項（同法第7条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による診断を行う医師を次のとおり指定した。

なお、指定期間は、平成28年3月31日までとする。

平成25年4月5日

和歌山県公安委員会委員長 片山 博 臣

医師の氏名	勤務する病院名	病院の所在地
上田英樹	上田神経科クリニック	和歌山県伊都郡かつらぎ町笠田東171番地

和歌山県公安委員会告示第13号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第12条の3の規定による診断を行う医師を次のとおり指定した。

なお、指定期間は、平成26年3月31日までとする。

平成25年4月5日

和歌山県公安委員会委員長 片山 博 臣

医師の氏名	勤務する病院名	病院の所在地	診断の対象者
鶴飼聡	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山市紀三井寺811番地1	銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第3号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第8条第3号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに同法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者
小瀬朝海	同上	同上	
篠崎和弘	同上	同上	
			銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条第3号に定める病気にかかっている者

辻富基美	同上	同上	
篠崎和弘	同上	同上	介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症である者
辻富基美	同上	同上	

和歌山県公安委員会告示第14号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第12条の3の規定による診断を行う医師を次のとおり指定した。

なお、指定期間は、平成28年3月31日までとする。

平成25年4月5日

和歌山県公安委員会委員長 片山博臣

医師の氏名	勤務する病院名	病院の所在地	診断の対象者
小野紀夫	紀南こころの医療センター	和歌山県田辺市たきない町25番1号	銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第3号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第8条第3号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに同法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者
糸川秀彰	同上	同上	
大谷和正	おおたにクリニック	和歌山県御坊市名田町野島1番地7	銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条第3号に定める病気にかかっている者
上田英樹	上田神経科クリニック	和歌山県伊都郡かつらぎ町笠田東171番地	介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症である者

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第30号

平成25年4月1日開催の和歌山県選挙管理委員会において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第1項の規定により、次の者が委員長に選挙された。

平成25年4月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

住所 和歌山市三木町堀詰42番地の1303

氏名 上山義彦

和歌山県選挙管理委員会告示第31号

平成25年4月1日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第3項の規定により、次の者を和歌山県選挙管理委員会委員長の職務を代理する委員に指定した。

平成25年4月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

住所 新宮市下田一丁目2番22号

氏名 下川俊樹

公 告

入札公告

和歌山県警察遺失物管理システム再構築及び賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成25年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成25年度

(2) 調達役務の名称及び数量

和歌山県警察遺失物管理システム再構築及び賃貸借業務 一式

(3) 履行期間

ア 和歌山県警察遺失物管理システム再構築業務

契約日から平成26年1月31日までの間

イ 和歌山県警察遺失物管理システム賃貸借業務

平成26年1月1日から平成30年12月31日までの間

(4) 調達役務の仕様等

遺失物管理システム更新等仕様書及び遺失物管理システムサーバ等機器仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(5) 納入場所

和歌山県警察本部が指定する場所

(6) 入札金額

総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成25年和歌山県告示第410号に規定する和歌山県警察遺失物管理システム再構築及び賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部警務部会計課監査室（以下「会計課」という。）

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-423-0120

(2) 期間

平成25年4月5日（金）から同月22日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の（1）に同じ。

イ 日時

3の（2）に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書に対して質問がある者は、会計課に対して平成24年4月23日（火）午後4時までに書面により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西46番地の1 和歌山県警察本部 岡崎庁舎1階 会議室

(2) 日時

平成25年4月12日（金）午前10時

6 一般競争入札の執行の場所、日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

5の(1)に同じ

イ 入札日時

平成25年5月31日（金）午前10時

(2) (1)の入札の執行に当たり、入札参加者は、本県警察から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額の100分の5に相当する金額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当させることができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までに定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までに定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県警察本部警務部情報管理課（以下「情報管理課」という。）の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじ

を引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない情報管理課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者を行うものとする。

15 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 Summary

(1) Reconstruction and rental of Wakayama Prefectural Police Lost Article Management System

(2) Time limit for tender :

By hand : Friday, May 31, 2013 10:00A.M.

(3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department

Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

phone : 073-423-0110

監 査 公 表

和歌山県監査公表第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により、平成25年3月12日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成25年4月5日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一

和歌山県監査委員 足 立 聖 子

和歌山県監査委員 山 本 茂 博

和歌山県監査委員 平 木 哲 朗

1 監査対象団体及び監査実施年月日

監 査 対 象 団 体	監査実施年月日
和歌山地方税回収機構	平成25年3月12日
和歌山電鐵貴志川線・地域公共交通活性化再生協議会	〃
財団法人和歌山県生活衛生営業指導センター	〃

社会福祉法人篤真会	〃
社会福祉法人相和会	〃
医療法人敬英会	〃
一般財団法人和歌山県老人クラブ連合会	〃
社会福祉法人和歌山県福祉事業団	〃
和歌山県職業能力開発協会	〃
和歌山県農業協同組合連合会	〃
広川町鳥獣被害対策協議会	〃
重根土地区画整理組合	〃

2 監査の結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

なし

(3) 検討事項

なし

(4) 上記の団体においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。